

子どものテレビ憲章

Children's Television Charter

(第1回「テレビと子ども」世界サミット、メルボルン、1995年)

1 子どもには、子どもを対象とし、子どものためにつくられた、良質の番組が必要である。それは、子どもを不当に搾取するようなものであってはならない。

子ども番組は娯楽性に加えて、子どもの可能性を身体的、精神的、社会的に、可能な限り追求し、育むようなものでなくてはならない。

2 子どもはテレビ番組を通して、自分自身について、またコミュニティや自分の居場所について、肯定的に確信することができ、自分の文化や言語、生活経験を聞いたり、見たり、表現したりできなければならない。

3 子ども番組は、子ども自身にその文化的背景を自覚させ、理解を深めさせると同時に、子どもに対して、他の文化への自覚と理解を促すようなものでなければならない。

4 子ども番組は、その種類と内容において多様なものでなければならないが、不必要な暴力や、セックスシーンを含んでいてはならない。

5 子ども番組は、子どもが視聴し得る時間帯に、定期的に放送され、そして／または、広く利用し得るメディアかテクノロジーにより、送信されなければならない。

6 子ども番組をできる限り高い水準にもっていくための、十分な資金が用意されなければならない。

7 政府、制作会社、配給会社、資金を提供する組織は、先住民族の子どものためのテレビについて、その重要性和繊細さを認識し、これを支え、保護するための方策を講じなければならない。

(訳責：FCT市民のメディア・フォーラム)